

◎職員管理職員特別勤務手当に関する規則

制 定 平 2 6 . 3 . 2 4 規 則 1
最近改正 令 5 . 8 . 1 規 則 7

(趣 旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 3 5 年淀川右岸水防事務組合条例第 9 号。以下「条例」という。）第 1 9 条の 2 の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項の管理又は監督の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 4 第 3 項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）及び淀川右岸水防事務組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 2 年淀川右岸水防事務組合条例第 1 号）第 2 条の規定により採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）以外の職員（以下「常勤の職員」という。）で、課長級以上の職にある職員とする。

（平 2 7 規則 3、平 2 8 規則 4、令 2 規則 3、令 5 規則 7 一部改正）

(手 当 額)

第 3 条 条例 1 9 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号の管理者が定める額は、次の各号に掲げる勤務及び職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 1 9 条の 2 第 3 項第 1 号による勤務

	常勤の職員	一般任期付職員	定年前提任用 短時間勤務職員
事務局長の職にある職員	1 0 , 0 0 0 円	8 , 5 0 0 円	7 , 5 0 0 円
課長級の職にある職員	8 , 5 0 0 円		

（令 2 規則 3、令 5 規則 7 一部改正）

(2) 条例第 1 9 条の 2 第 3 項第 2 号による勤務

	常勤の職員	一般任期付職員	定年前提任用 短時間勤務職員
事務局長の職にある職員	5 , 0 0 0 円	4 , 3 0 0 円	3 , 8 0 0 円
課長級の職にある職員	4 , 3 0 0 円		

（令 2 規則 3、令 5 規則 7 一部改正）

2 条例第 1 9 条の 2 第 3 項第 1 号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

（平 2 7 規則 3、平 2 8 規則 4 一部改正）

(支 給 日)

第 4 条 管理職員特別勤務手当は、特別な事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 25 規則3）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 31 規則4）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令2. 11. 13 規則3）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令5. 8. 1 規則7）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条及び第3条第1項の規定を適用する。